

## いなべ市空き家に附属した農地の別段面積取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、いなべ市空き家・空き地バンク制度要綱（(平成20年いなべ市告示第46号。)以下「要綱」という。）に規定する空き家バンクに登録された空き家に附属する農地の権利を取得する場合に、農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定に基づく農地の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 別段の面積 農地法第3条第2項第5号括弧書の規定によりいなべ市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定めた面積をいう。
- (3) 空き家 要綱第2条第1号に規定する空き家をいう。
- (4) 空き家に附属した農地 いなべ市空き家バンクに登録された空き家の所有者又はその法定相続人が権利を有する市内にある農地のうち、1筆ごとに農業委員会が指定したものをいう。
- (5) 遊休農地 農地法32条第1項各号に掲げる農地をいう。

### (別段の面積)

第3条 空き家に附属した農地については、空き家と共に取得する場合に限り、別段の面積は、0.01アールに設定する。

2 前項の別段の面積は、平成23年7月5日付けいなべ市農業委員会告示第7号の設定に優先して適用するものとする。

### (適用条件)

第4条 前条第1項に掲げる別段の面積を適用するときは、空き家に附属した農地を一つの区域とみなし、1筆ごとの指定において、次に掲げる事項を全て満たしていなければならない。

#### (1) 対象農地

- (ア) 空き家に附属する農地であること。
- (イ) 空き家及び空き家に附属する農地の所有者は、同一であること。
- (ウ) 農地取得者が生産した農産物を自家消費できる程度（家庭菜園）の面積であること。
- (エ) その他農地法第3条の権利移動要件を満たす農地であること。

#### (2) 対象者

- (ア) いなべ市空き家バンク制度を利用して、空き家及び空き家に附属する農地を同時に購入若しくは貸借する者、又は空き家購入後3年以内に附属する農地を購入若しくは貸借する者であること。
- (イ) 購入又は貸借した農地で、常時農作業に従事することができる者であること。

### (添付書類)

第5条 権利の取得の申請をしようとする者は、農地法第3条第1項の規定により農

業委員会の許可を受けるための書類のほか、宅地建物売買契約書の写し（ただし、空き家バンク利用の記載があるもの）を農業委員会に提出しなければならない。

#### 附 則

この規程は、平成 30 年 6 月 11 日から施行する。

#### （参考）

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号括弧書：（農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積）

いなべ市空き家・空き地バンク制度要綱第 1 条（平成 20 年いなべ市告示第 46 号）：この要綱は、いなべ市内に存在する空き家及び空き地の有効活用を通して「緑豊かで、住みやすく、優しさ溢れるまち」いなべ市での暮らしを希望する者と空き家等の所有者を結びつけ、定住促進、次世代支援等による地域の活性化を図ることを目的として、いなべ市空き家・空き地バンク制度について必要な事項を定めるものとする。

いなべ市空き家・空き地バンク制度要綱第 2 条第 1 号：空き家 いなべ市に存在し、個人が所有し、現に利用していない（近く利用しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地をいう。ただし、賃貸及び分譲を目的とするものは除く。

いなべ市農業委員会告示第 7 号：農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定により、農地の権利取得後における別段面積を次のとおり決定する。 いなべ市全域 30 アール